



# 公正競争ワーキンググループについて

---

令和6年1月24日  
事務局

## ■ 諮問の概要

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。以下「令和2年改正法」という。）において、令和2年改正法の施行後3年を経過した場合において、**改正後の規定の施行の状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 情報通信インフラにおける**IP化・ブロードバンド化やモバイル化、仮想化・クラウド化の進展**や事業者間の**競争構造の多様化・複雑化の進展**、**ICT産業の国際競争力の低下**等、情報通信を取り巻く環境は大きく変化している。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応し、国民生活の向上や経済活性化を図るため、**令和2年改正法の施行状況を含め、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問**を行う。

## ■ 答申を希望する事項

- (1) 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性
- (2) 我が国の社会経済活動を支える「情報通信インフラの整備・維持」の在り方
- (3) 低廉・多様で安心・安全なサービスを確保するための「競争ルール等の整備」の在り方
- (4) 我が国の情報通信産業の発展のための「国際展開の推進」の在り方
- (5) 国際競争力強化等に向けた先端的・基盤的技術の「研究開発の推進・成果普及」の在り方
- (6) 上記(1)～(5)を踏まえた関係法制度の在り方
- (7) その他必要と考えられる事項

## ■ スケジュール

- 第一次答申案及び論点整理案について、令和5年12月28日から令和6年1月22日までの間、意見募集を実施。
- 第一次答申後、更に検討を深めていくべき事項について各WGで検討し、夏頃までに特別委員会に報告し、答申を予定。

## ■ 検討の経緯

- 令和2年改正法(令和2年成立の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律)の施行後3年見直し規定に基づき、情報通信を取り巻く環境変化に対応し、時代に即した制度の見直しを行うため、**2023年8月**、情報通信審議会に「**市場環境の変化に対応した通信政策の在り方**」が諮問。

## ■ 検討の方向性

- 「2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」を整理した上で、電気通信市場の環境変化を踏まえて、その実現のために検討すべき論点を整理。
- 論点ごとにNTT法の在り方を含めた政策の方向性を検討する際には、**以下の3つを確保することを基本**。

### 1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」(不採算地域を含むサービス提供)
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる(事業者間の公正競争の確保)
- ③ **「国際競争力」を確保する(国全体の基礎研究の推進)**
- ④ 「経済安全保障」を確保する(漏れのないセーフガード措置)

### 2. NTTの経営面で確保すべき事項

- NTTの経営自由度向上

### 3. 制度改正の際に確保すべき事項

- 「早期」の改正と「円滑」な改正の両立

● **情報通信産業の国際競争力強化を進める上で早期に結論が得られた事項**



「速やかに実施すべき事項」(→P4)として提言

● **上記以外の事項**



「今後更に検討を深めていくべき事項」(→P5)として整理

## ■ 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像

**Beyond 5Gの運用が開始**され、各種情報通信インフラの相互補完により、**陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信カバレッジの拡張と先進的なソリューションの実装を進める。**

光ファイバは、情報通信の**主たる基盤**

99.72% → **99.9%**  
(世帯カバー率、2027年度末目標)

5Gは、光ファイバの上で展開

93.2% → **99%**  
(人口カバー率、2030年度末目標)

NTN※は、離島等の効率的なカバーや非常時の通信手段として**地上系ネットワークを補完**

※ Non-Terrestrial Network (非地上系ネットワーク)

## ■ 電気通信市場の環境変化

### 【国際競争の熾烈化】

- 情報通信産業の国際競争力低下／経済安全保障の重要性の高まり
- 国内事業者の研究開発費の伸び悩み／NTTにおけるIOWN構想

### 【国内市場環境の変化】

- ブロードバンド化・モバイル化／メタル回線老朽化／未整備地域等の課題
- 仮想化・クラウド化／プラットフォームの影響拡大

## 我が国の情報通信産業の国際競争力強化

- AI・ロボット市場の拡大やDX・GX投資の増加による、**海外の旺盛な需要を取り込むことが今後の成長の鍵**
- しかし、我が国の情報通信産業の**国際競争力は高いとは言えない状況**

情報通信産業の国際競争力の推移

**20**位 → **32**位  
(2013) (2023)

(出典) IMD(2017, 2023)「World Digital Competitiveness Rankings」

電子情報産業における日系企業シェア

**19**% → **10**%  
(2011) (2021)

(出典) JEITA(2021)「電子情報産業の世界生産見通し」

プラットフォームの売上高

Amazon 楽天  
**51.6**兆 **1.7**兆

(出典) 総務省(2023)「情報通信に関する現状報告」

**国際競争力の強化を図る鍵**

①積極的な研究開発と、②グローバルな視点を持った機動的な事業運営

- NTTは旺盛な海外需要に対応する取組を進めており、特にNTTのIOWN構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体の国際競争力飛躍の契機。NTTの研究開発や機動的な事業運営等によるイノベーション促進を法制度面から支援することが重要であるため、NTT法の関係規律を検討し、「速やかに実施すべき事項」を整理。

## 速やかに実施すべき事項

### ■ 研究の推進責務

【趣旨】優れた研究開発能力や技術陣を有しているNTTに技術発展のけん引的役割を担わせる。

現状・課題

- NTTの基礎・基盤的研究の役割は今後も重要
- 事業ニーズを把握するNTTの経営判断で研究内容を決めることが最も効果的
- NTTは、責務の有無にかかわらず、研究推進に積極的に取り組む考えを表明

取組の方向性

### 研究の推進責務の撤廃

(NTTの基礎・基盤的研究の取組状況は継続的に検証していくことが適当)

### ■ 研究成果の普及責務

【趣旨】NTTの研究成果独占は不適当であり、NTT仕様の特注設備等についての公正な情報開示が必要

現状・課題

- 独占的な成果開示を求める海外パートナーとの国際共同研究に支障
- 経済安全保障の観点から技術流出の問題
- 汎用品が利用され、NTTの成果独占による公正競争上の懸念が低下

### 研究成果の普及責務の撤廃

(研究成果の原則開示の運用については、12/22の委員会に見直しの考え方が報告)

### ■ 外国人役員規制

【趣旨】NTTの安全確保に対する役割に鑑み、経営の自主性を確保（外国人役員は一切認められていない）

現状・課題

- グローバルかつ多様な観点での経営による国際展開の更なる強化
- 一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、会社経営を安定化
- 他の特殊会社で外国人役員を一切認めない規制を課している例がない

### 外国人役員規制の緩和

(他例を参考に、「代表者でないこと」「役員の3分の1未満」への緩和が適当)

※ 総務省においては、その他早急に見直すべき事項があれば、必要な措置を速やかに講ずることが適当。

- 「速やかに実施すべき事項」以外の論点については、「検討の方向性」に基づき、引き続き関係者の意見を幅広く聞きながら「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理。

今後更に検討を深めていくべき事項

## 1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）  
【論点1】ユニバーサルサービスの基本的考え方  
【論点2】電話のユニバーサルサービス  
【論点3】ブロードバンドのユニバーサルサービス  
【論点4】NTT東西の自己設備設置要件
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）  
【論点5】NTT東西の業務範囲（本来業務）  
【論点6】NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務  
【論点7】NTTのグループ経営における公正競争環境の確保  
【論点8】電気通信事業法における競争ルールの在り方  
【論点9】ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方
- ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）  
【論点10】我が国の情報通信産業の国際競争力の強化
- ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）  
【論点11】外資規制  
【論点12】外国人役員規制

公正競争WGにおける  
検討項目

## 2. NTTの経営面で確保すべき事項

- 【論点13】政府の株式保有義務
- 【論点14】各種認可事項等



## 現状と課題

- ① NTT東西は、電電公社から全国規模の線路敷設基盤を受け継ぎ、自ら電気通信設備を設置・運用することにより、他者の経営判断にかかわらず、電気通信役務の安定的な提供の確保が可能となっている。すなわち、「全国規模の線路敷設基盤の保有・運用」と当該基盤上での「自己設備の設置・運用」が相まって、全国規模での役務の安定的提供を実現している。
- ② ネットワークの仮想化やクラウド化等が進展するとともに、特に不採算地域では設備の効率的な整備・運用が必要となる中で、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を図ることも一つの有効な手段として考えられている。

## 論点（案）

### 4-1. 設備の自己設置要件

- 設備の効率的な整備・運用を図るためには、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とすることも必要となるところ、その趣旨等を踏まえ、自己設備設置要件の在り方についてどう考えるか。

### 4-2. 設備の設置概念

- 電気通信事業法は、設備の「設置」の有無に着目した規律の体系となっており、「設置」とは、「設備の所有」ではなく、「設備の継続的な支配・管理」を意味するところ、他者設備の利用やオフバランス化など、今後、設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定される中で、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じている。自己設備設置要件における「設置」の概念も、電気通信事業法の検証に合わせて、当該要件の趣旨を踏まえつつ、検証することが適当でないか。

## 現状と課題

- ① NTT法では、NTT再編時（1999年）は、地域通信と長距離通信の区分が公正な競争の促進を図る上で重要であったことに鑑み、**NTT東西は、長距離通信（県間通信・国際通信）を担わない会社とされ、県内に閉じる通信（県内通信）の媒介が本来業務とされ**るとともに、本来業務は、原則として**それぞれ東日本地域と西日本地域で行うことが必要**とされている。
- ② NTT東西は、NTT法で別々の株式会社と規定されており、**東西間の合併が禁止**されるとともに、県内通信に限定する業務範囲規制（県域業務規制）により県をまたぐことが想定される**移動通信事業やISP事業等を営むことが禁止**されている。これにより、新たに県をまたぐ移動通信事業を営むことが禁止されるだけでなく、全国で移動通信事業を営む**NTTドコモ等との合併も禁止**されることとなる。
- ③ IP化の進展により登場した**ブロードバンドや光IP電話**は、地域通信と長距離通信を区分した料金・サービス体系ではなく**県間通信を伴うものであるため**、NTT東西は、NTT法上の**活用業務の届出をして特例的に実施**してきたところ、**2025年にPSTN（回線交換網）がIP網に完全移行**すると、**メタル固定電話**の県内通話も、東京又は大阪のルータを経由する**県間通信となり活用業務の届出が必要**となるため、**メタル固定電話、光IP電話やブロードバンド**といった基幹的なサービスは、**全て本来業務の範囲では実施できないサービス**となる。

## 論点（案）

### 5-1. 県域業務規制の扱い

- IP化の進展により、県内サービスと県間サービスを区分して競争を促進する意義が希薄化している状況を踏まえ、**県域業務規制は、見直しが必要ではないか。**

### 5-2. 本来業務の範囲

- NTT東西の県域業務規制について県内通信の制約を撤廃する場合、NTT東西は、それぞれ東日本地域又は西日本地域で「他人の通信を媒介する電気通信業務」を広く実施可能と考え得るところ、NTT東西には、これまで禁止されてきた**移動通信事業やISP事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要ではないか。**
- **この禁止される公正競争に重大な影響を及ぼす業務の詳細については、引き続き検討を深めることが適当ではないか。**



## 5-3. NTT東西の分離

- NTT東西の分離は、「両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等（ヤードスティック競争）による非効率性の排除」、  
「NTT東西が相互参入し得る市場構造に改めることにより、それぞれの地域における独占性の弊害の抑止」の観点から導入されたところ、当該観点及び以下の意見等を踏まえ、NTT東西の分離についてどのように考えるか。
  - ・ NTTは、経営の必要に応じて東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直しを要望
  - ・ 他方、競争事業者からは、NTT東西が統合されるとNTTの競争力が更に高まり、設備競争が抑制され競争事業者が淘汰される可能性があるとの意見
  - ・ また、NTT東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性排除の観点から問題との意見

## 5-4. 制度見直しの留意事項

- NTT東西の業務範囲に関する制度の見直しは、規律の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じるのではないか。

※ 地域電気通信業務（本来業務）の自己設備設置要件については、【論点4-1】参照

## 現状と課題

- ① 1999年のNTT再編時は、NTT東西の業務を地域電気通信業務（及び目的達成業務）に限定していたが、その後のインターネットの普及等、電気通信分野における環境が大きく変化したため、2001年のNTT法の改正により、「NTT東西が**本来業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務**」（活用業務）を、総務大臣の認可により**地域電気通信業務以外の業務を営むことを認めた**（2011年のNTT法の改正で事前届出に緩和）。
- ② 活用業務の実施は、「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」が生じない範囲で認められている。すなわち、過大な投資や設備・職員の転用により、本来業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと及びネットワークのオープン化や必要不可欠な情報へのアクセスの同等性が確保されるなど、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲で行われることが必要とされている。
- ③ NTTからは、地域産業の活性化や地方創生の推進のため、**地域課題に対するトータルソリューションの提供**を求められることから、地域電気通信業務以外の業務も可能になるよう業務範囲規制を見直すよう要望があった。

## 論点（案）

### 6-1. NTT東西の地域電気通信業務以外の業務

- 地域課題に対するトータルソリューションの提供といった**地域電気通信業務以外の業務**については、活用業務として総務大臣への届出を行うことで実施できる可能性はあるが、以下の点などを踏まえ、本来業務として実施が禁止される**電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除き、より自由に実施可能とすることについてどのように考えるか**。より自由に実施可能とする場合、何らかの要件を課すことが必要か。仮に要件を課すことが必要な場合、どのような要件が考えられるか。

- ・ 活用業務には、以下の制約があること
  - － 活用業務は、**地域電気通信業務の設備・技術・人員等を活用する業務に限定**される。
  - － 活用業務の実施は、「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」が生じない範囲に**限定**される。
- ・ このような制約の中で、**地域課題に対するトータルソリューションの提供**といった地域電気通信業務以外の業務が、NTT法上、**活用業務で実施可能かは必ずしも明確ではないこと**※
- ・ 競争事業者からは、NTT東西が自ら非通信系サービスを提供することが可能となった場合や、**NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能になった場合、公正競争阻害のおそれがある**といった懸念が示されていること

※ 例えば、2018年にNTT東より総務省に相談のあった「RPA<sup>(注)</sup>を用いた業務改善コンサルティングは、経営コンサルティングに該当するため、活用業務として認められない」と判断された事例がある。

(注) 人間がPCを使って行う作業を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行・自動化する仕組み

## 6-2. NTT持株による事業の実施の在り方

- NTTからは、**NTT持株が事業を実施できるようにして欲しい**との要望があるが、**以下の点についてどう考えるか**。
  - ・ 仮に**NTT東西とNTTドコモ等の協業に係る事業**（移動通信事業やISP事業）など、NTT東西の市場支配力の他市場へのレバレッジや複数市場にまたがるジョイントドミナンス等を可能とする事業をNTT持株が行うこととなれば、**公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきでない**と考えられること
  - ・ 他方で、**研究成果の事業化など公正競争上の懸念が生じないケース**については、これを認めても**特段の支障が生じない**と考えることもできること

## 現状と課題

- ① NTT東西は、電電公社から承継した**線路敷設基盤**を特別な資産として独占的に保有しており、こうした資産を**保有したまま完全民営化**するのであれば、公正競争を阻害するとの強い懸念から、一部の競争事業者等は、**NTT東西のアクセス部門の資本分離**を求めている。
- ② なお、**資本分離（完全分社化）**や**構造分離（グループ内分社化）**といった構造的な措置については、過去にも議論され、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」取りまとめ（平成22年12月14日）を踏まえ、**NTT株主への影響、実現に要する時間やコスト、設備競争への影響**等の観点からも総合的に考慮し、当時は**採用しなかったもの**。
- ③ また、NTTは、NTTデータ・ドコモ・コムウェアの分社時、NTT東西・NTTコミュニケーションズの再編時に策定された**累次の公正競争条件**（例：NTT持株とNTTデータ・ドコモ間の在籍出向の禁止等）**について、市場競争や競争環境の変化を踏まえた見直しを要望**。

## 論点（案）

### 7-1. NTT東西のアクセス部門の資本分離等

- NTT東西の**アクセス部門の資本分離**について、以下の意見などを踏まえ、**どう考えるか**。これ以外にも、**NTTが現状のまま運営する方法**や**国有化して事業者**に運営を委託する方法なども考えられるが、**どうか**。
  - ・ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等からは、**公社承継資産・ボトルネック設備**を保有する**NTT東西が完全民営化**される場合、**NTT東西とNTTドコモ等の連携が容易**となり、**モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響**が及ぶとの意見
  - ・ NTTからは、NTT東西のアクセス部門の資本分離は、**ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込まれない、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす**等のリスクを招くとの意見
  - ・ オプテージ、STNetからは、**光ファイバの設備競争が減退**するとの意見

### 7-2. NTTに対する累次の公正競争条件の在り方

- **NTTに対する累次の公正競争条件**は、NTTの各種事業の分離や再編時に、NTTの巨大・独占性の弊害を可能な限り改善し、経営の向上を図る等の観点から策定されたが、**NTTは以下の見直しを要望**。NTTに対する累次の公正競争条件について、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、**どのように考えるか**。
  - ・ NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の**在籍出向の禁止・取引条件の公正性**
  - ・ NTT持株・東西の**研究開発成果**のNTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズへの**開示における他事業者との公平性**
  - ・ NTT持株・東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの**共同調達の禁止**

## 現状と課題

電気通信事業法は、固定通信ではアクセス回線のボトルネック性、移動通信では電波の有限希少性等に着目して、接続ルール等の行為規制（非構造的措置）を定めているところ、固定通信市場（特に固定電話市場）の規律が移動通信市場の規律よりも相対的に強く、また、卸よりも接続に対する規律が相対的に強い等の構造となっている。

## 論点（案）

### 8-1. 卸電気通信役務に係る規律

- 卸電気通信役務の規律が接続に係る規律よりも相対的に弱いことについて、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
  - ・ NTTからは、卸については接続と異なり、ビジネスベースであることから、規律は必要最小限であるべきとの意見
  - ・ JAIPAからは、卸料金の高止まりや、卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があり、光サービス卸のキャリアズレート化も含む接続メニュー化など接続と同等レベルで規制・検証が必要との意見

### 8-2. 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制

- 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制は、現行、NTTドコモに対してのみ課されているが、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
  - ・ NTTからは、NTTドコモの携帯電話の契約数のシェアは、競争の進展に伴い、約 6 割から約 4 割以下にまで減少する<sup>※</sup>等、競争優位性はなくなってきたことを踏まえれば、NTTドコモだけに禁止行為規制を課することは適当ではなく、撤廃していただきたいとの意見
  - ※ 禁止行為規制の適用根拠となる収益シェアについて、NTTドコモは40%を超過
  - ・ テレコムサービス協会からは、MVNOが公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要との意見



## 8-3. 電話時代の規制・ルール

- NTTからは、今後メタル設備を縮退すること等を踏まえれば、**電話時代の規制・ルール（LRIC接続料、プライスカップ規制等）は廃止すべき**との意見が表明されたが、この点について、どのように考えるか。
  - ※ 論点2、論点3を参照
  - ※ LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられている。
- Eメールや国際電話といった電報の**代替的なコミュニケーション手段の普及**や取扱通数が電気通信事業法制定当時から大幅に減少していること等を踏まえ、国際電報事業（廃止）の認可制、契約約款の認可制等について見直しが要望されているが、この点について、どのように考えるか。

## 8-4. 5G (SA) 時代の機能開放

- **5G (SA) 時代の機能開放**として、以下の4類型が考えられ、テレコムサービス協会からは、**RANシェアリングによるフルVMNO等の早期実現が必要**との意見があった。いずれの機能の開放形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要であるが、**事業者間協議を加速し、MNOによる機能開放を促すためには、どういった仕組みが考えられるか**。他にどのようなことが必要と考えられるか。
  - L3接続相当（サービス卸） / ライトVMNO（スライス卸/API開放） /
  - L2接続相当（PCC接続方式/ローミング接続方式） / フルVMNO（RANシェアリング）

※ 固定通信市場・移動通信市場においてシェアの大きい事業者に対する規制

	固定通信市場 (50%超の加入者回線シェア:NTT東西)		移動通信市場 (10%超の端末シェア: NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
	アナログ固定電話	ブロードバンド・IP電話	
接続に係る規制	接続約款の認可(LRIC接続料 <sup>☆</sup> )	接続約款の認可(実際費用ベース接続料)	接続約款の届出(実際費用ベース接続料)
卸電気通信役務に係る規制	業務届出	業務届出	業務届出
利用者料金規制	上限価格制（上限価格を超える場合は認可が必要）	約款の届出制	なし
禁止行為規制	・情報の目的外利用 ・不当に優先的な取扱い等 ・メーカー等への不当な規律・干渉 ・一定のグループ会社との役員兼任 等		(収益シェア25%超：NTTドコモ) ・情報の目的外利用 ・グループ内事業者に対する不当に優先的な取扱い

☆ 非効率性を排除するため、実際の費用ではなく、モデルで費用を算定して接続料を設定



## 現状と課題

- ① 現行の電気通信事業法は、ネットワーク設備を自ら設置し、又は、他人の需要に応じて通信を媒介する者に着目した規律の構造となっている。これは、同法の制定当時に主であった固定電話がネットワーク設備を設置する者間で設備を接続し通信を媒介する形態で提供されるサービスであったことに起因している。
- ② ネットワーク技術の進化により、電話交換機・専用機から、IPルータ・汎用機に移行しており、近年は、汎用機器とソフトウェアで機能を実現する仮想化や、通信事業者が自ら設備を所有しないクラウド化が進展している。
- ③ また、近年では、ネットワークの仮想化・クラウド化により、プラットフォームによるレイヤーを超えた影響力が拡大している。

## 論点（案）

### ネットワークの仮想化・クラウド化

- 今後、ネットワークの仮想化・クラウド化により、ネットワークレイヤーにおいても、ネットワーク設備とネットワーク機能の分離により、他者設備を利用した効率的なサービス提供や、ネットワーク機能のみを提供するクラウド事業者の増加等が想定される。このような環境変化を踏まえ、ネットワーク設備の設置や他人の需要に応じた通信の媒介行為に着目した規律の在り方について、公正競争の確保、サービスの安定的な提供や利用者保護等の観点から、どのように考えるか。
- また、ネットワークの仮想化などを踏まえて、物理的設備を起点に「電気通信役務」や「電気通信事業者」といった概念が構築されている現在の体系について、どのように考えるか。

- 第一次報告書にて整理された論点について、通信政策特別委員会の下にWGを設置し、夏頃までに、特別委員会に報告。

## 通信政策特別委員会

ユニバーサルサービスWG【新設】

**公正競争WG【新設】**

経済安全保障WG【新設】

### 検討項目

1. 公正競争の確保に関する基本的な考え方
2. NTT東西の通信インフラの在り方
3. NTT東西等の業務の在り方
4. NTTグループに関する公正競争の確保の在り方
5. その他必要と考えられる事項

※ 色付は、通信政策特別委員会の委員

### 構成員等

主査	<b>山内 弘隆</b>	武蔵野大学 経営学部 特任教授
主査代理	<b>大橋 弘</b>	東京大学 副学長/公共政策大学院 教授/大学院経済学研究科 教授
	<b>相田 仁</b>	東京大学 名誉教授
	<b>大谷 和子</b>	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	<b>高橋 賢</b>	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
	<b>西村 暢史</b>	中央大学 法学部 教授
	<b>西村 真由美</b>	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事/IT研究会代表
	<b>林 秀弥</b>	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
	<b>矢入 郁子</b>	上智大学 理工学部情報理工学科 教授

オブザーバ

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、  
一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、  
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

## 1 公正競争の確保に関する基本的な考え方

- 市場環境の変化や競争環境の変化を踏まえた公正競争の確保に関する基本的な考え方 等

## 2 NTT東西の通信インフラの在り方

- 我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方
- NTT東西が果たす役割とNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方
- NTT東西の分離の在り方 等

## 3 NTT東西等の業務の在り方

- NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方
- NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方
- NTT持株による事業の実施の在り方 等

## 4 NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

- NTTに対する累次の公正競争条件の在り方 等

## 5 その他必要と考えられる事項

- ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方 等